会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
（吸収分割に関する事前備置書類）

2024 年 10 月 4 日

グリー株式会社

2024年10月4日

会社法第782条第1項に定める事前備置書類
（吸収分割に係る事前開示書類）

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長　田中 良和

グリー株式会社（以下「グリー」といいます。）及び株式会社グリー（以下「㈱グリー」といいます。）は、2024年9月20日付吸収分割契約を締結し、グリーを吸収分割会社、㈱グリーを吸収分割承継会社として、グリーのGREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、2025年1月1日を効力発生日として、㈱グリーに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1　吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおり。

2　会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

㈱グリーは、グリーに対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、グリーは㈱グリーの完全親会社であり、グループ内再編であるため、かかる取扱いは相当と判断しております。

3　会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4　会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5　吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

⑴　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙2に記載のとおり。

⑵　吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

⑶　吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6　吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7　吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

⑴　吸収分割会社

グリーの 2024 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 97,114 百万円及び 33,032 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本吸収分割によって、グリーが㈱グリーに対して承継させる予定の資産は 245 百万円であり、負債は 275 百万円です。
また、本吸収分割後におけるグリーの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。
従いまして、本吸収分割後におけるグリーの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

⑵　吸収分割承継会社

㈱グリーの成立の日（2024 年 8 月 21 日）時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1 百万円及び 0 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本吸収分割によって、グリーが㈱グリーに対して承継させる予定の資産は 245 百万円であり、負債は 275 百万円です。
そのため、本吸収分割の効力発生後の㈱グリーは、債務超過となる見込みです。もっとも、㈱グリーは、現時点では負債を負っておらず、本吸収分割によって㈱グリーが承継する負債に関しては金銭的な支出が予定されておりません。また、本吸収分割後における㈱グリーの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。
従いまして、本吸収分割後における㈱グリーの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8　上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

別紙１　吸収分割契約書

吸収分割契約書（写）

グリー株式会社（以下「**甲**」という。）及び株式会社グリー（以下「**乙**」という。）は、甲が営む GREE Platform 事業、開発共通部門の一部（以下「**本事業**」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第１条（本吸収分割）
甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第 3 条第１項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（当事者の商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。
（甲）吸収分割会社
商号：グリー株式会社
住所：東京都港区六本木六丁目 11 番１号
（乙）吸収分割承継会社
商号：株式会社グリー
住所：東京都港区六本木六丁目 11 番１号

第３条（本吸収分割により承継する権利義務）
1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務として**別紙**「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が併存的にこれを引き受ける。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。
3. 乙は、第 1 項に基づき乙が甲から承継する債務として**別紙**「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第４条（本吸収分割に際して交付する金銭等）
乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第５条（効力発生日）
本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2025 年１月１日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第６条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第7条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項に定める略式分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 9 月 20 日

甲：　東京都港区六本木六丁目 11 番 1 号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

乙：　東京都港区六本木六丁目 11 番 1 号
株式会社グリー
代表取締役社長 藤本 真樹

別紙

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産及び負債は、本効力発生日の前日の終了時における以下の資産及び負債とする。

1. 承継する資産
   (1) 流動資産
      ① 本事業にのみ属する前払費用、繰延資産
      ② 本事業に属する、甲の運用するゲームタイトルに係る資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）に基づく供託金返還請求権（但し、資金決済法上当該供託金返還請求権の承継が認められない場合には、当該供託金の額に相当する額の現金）
   (2) 固定資産
      ① 有形固定資産
         本事業にのみ属するオフィス設備、コンピューターハードウェアその他の動産
      ② 無形固定資産
         (i) 本事業にのみ属する顧客台帳及び顧客情報その他の書類、記録及び情報
         (ii) 本事業にのみ属する商標権及び著作権その他の一切の知的財産権（登録を受ける権利を含む。但し、特許権（特許を受ける権利を含む)を除く。）

2. 承継する負債
   (1) 流動負債
      本事業にのみ属する前受金及び繰延負債
   (2) 固定負債
      なし

3. 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務
   (1) 雇用契約
      なし
   (2) その他の契約
      本事業に属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、著作物使用許諾契約、その他一切の契約（雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち法令上承継可能なもの。但し、(i)当該契約上、本吸収分割による契約上の地位及び権利義務の移転につき当該契約の相手方の承諾が必要となるものについては、本効力発生日の前日までに当該承諾が得られなかったもの並びに(ii)甲と乙が、本事業以外の事業にも属する契約として本吸収分割による承継の対象から除外することに別途合意したものを除く。

4. 許認可
   本事業にのみ属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継が可能なもの

以上

別紙２　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	１百万円	株主資本 資本金	１百万円 １百万円
資産合計	１百万円	負債・純資産合計	１百万円